

# 資料 5

## 実施方針（素案）ドラフトの主な変更点について

2019年8月1日

項目	7月18日付ドラフト	8月1日付ドラフト
事業の背景・目的	—	9個別事業の事業名を追加するとともに、「民間の創意工夫を活かした効率的かつ効果的な新たな運営方法を期待するものである。」を追加した。(P1, 2)
運営権の設定	大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	運営権設定範囲を明確にするために、根拠法令及び対象区域を追加した。(P5, 6) 記載例： <u>水道法</u> における大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利
運営権の設定	大崎広域水道用水供給事業と仙台北部工業用水道事業の共用施設については、それぞれの事業において運営権を設定する。	大崎広域水道用水供給事業と仙台北部工業用水道事業の共用施設については、複数の運営権を設定するのではなく、大崎広域水道用水供給事業の運営権とすることとした。 また、共用施設の運営は大崎広域水道用水供給事業の運営権に基づく業務とすることで、運営権の範囲と業務の範囲を合わせた。(P5, 9, 32)
委託禁止業務	経営に係る企画・管理業務及び改築における監督業務等とする予定である。	経営に係る企画・管理業務等とする予定である。(P7)
残存価値相当額の支払い	—	残存価値相当額の支払いについて、上限額の設定を検討している旨を追記した。(P13)

項目	7月18日付ドラフト	8月1日付ドラフト
臨時改定（著しい需要の変動）	改定の対象は、運営権者収受額の構成項目のうちの変動の影響を受けない構成項目（以下「固定費」という。）に限ることとする。	改定の対象は、運営権者収受額の構成項目のうち人件費、修繕費、保守点検費、償却費、資産減耗費、その他営業費用に限ることとする。（P18）
参加資格要件	—	応募企業またはコンソーシアム構成員に、①水道事業の運転管理業務の実績を有すること及び②下水道事業の運転管理業務の実績を有することを求めることとする。（P25）
県が実施する施設の統廃合等	—	施設の統廃合の時期等を修正した。（P26）
意見募集	—	パブリックコメントと本事業に参画を予定している事業者からの意見を分けて受け付ける。（P43）
リスク分担表	—	リスクの内容：県が遂行する業務に起因する第三者損害 リスクの具体例：騒音、悪臭、振動等、これらに起因する近隣住民等の反対運動及び訴訟等 負担者：県（P48）
リスク分担表	—	リスクの種類：国庫補助金制度の変更等 リスクの内容：国補助金制度が変更される場合及び国補助金等の要望額に対して交付額が相違する場合 負担者：協議（P49）
リスク分担表	—	リスクの内容：附帯事業 負担者：運営権者（P50）

※上記のほか文言及び項番号を修正。

■大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水道事業のフロー

